

令和元年 6月 27 日

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局）長 殿



環境省 環境再生・資源循環局  
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室長

ポリ塩化ビフェニルが含有している可能性のある塗膜について  
(事務連絡)

ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正かつ確実な処分に関しては、かねてより御尽力いただいているところ、感謝申し上げる。

PCB汚染物については、「低濃度ポリ塩化ビフェニル汚染物の該当性判断基準について」（通知：環循規発第1903283号、環循施発第1903281号）により、その該当性判断基準をお示ししたところである。

本年5月22日の参議院決算委員会において、添付のとおり、PCB汚染物のうちPCBを含有した塗膜（PCB含有塗膜）については、その施設の部位によってPCB濃度に濃淡がある場合は、特定の部位のPCB濃度のみによって当該施設全体の塗膜のPCB汚染物への該当性を判断することは適当ではないとの指摘がなされたところである。このため、PCB含有塗膜に係るPCB汚染物への該当性の判断における塗装の方法等に応じた適切な試料採取方法を周知することとしているが、それまでの間、留意されたい事項について下記のとおりお知らせする。

なお、本事務連絡は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

- ① 製品としてPCBを含有する塗料（PCB含有塗料）は、昭和41年から昭和47年まで製造された塩化ゴム系塗料の一部に使用され、これらは昭和49年までの塗装に使用された可能性がある。
- ② 以下の施設・設備のうち、昭和41年から昭和49年までに建設又は塗装されたものにPCB含有塗料が使用された可能性がある。
  - 鋼製橋梁
  - 鋼製洞門
  - 排水機場の鋼構造物

- ・ 鋼製タンク（石油貯蔵タンク、ガス貯蔵タンク）
- ・ 水門・鉄管の鋼構造物
- ・ 鋼製船舶

③ ②の施設・設備においてPCBの染み込み又は付着等が確認された場合は、当該施設・設備全体の塗膜がPCB汚染物に該当するものとして安全側で取り扱うこととされたい。

(以上)



補欠として宮崎勝君が選任されました。

○委員長(石井みどり君) 平成二十九年度決算外二件を議題といたします。  
本日は、復興庁、総務省及び環境省の決算について審査を行います。

○委員長(石井みどり君) この際、お諮りいたしましたが、御異議ございませんか。

○委員長(石井みどり君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

速記を止めてください。

〔速記中止〕

○委員長(石井みどり君) 速記を起こしてください。

○委員長(石井みどり君) これより質疑に入ります。

○青山繁晴君 自由民主党の青山繁晴でございます。

国会審議は全て意義深いものであります、この

決算委員会は特に意義深いものであります、この

おりまでの質問の機会をいただきましてありがとうございます。がとうございます。党利党略でなく、国益のため

にこそ質問いたします。

福島原子力災害の被災地におきましては、今ま

も、この瞬間も父祖の地を取り戻すための努力が続いています。予算を投入して除染が行われました。既に完了した地域もあります。しかし、住民の方々のふるさと復帰はなかなか進まないのが現

実であります。そこには複合的な深刻な要因があ

りますけれども、本日は質問時間が短いですか  
ら、一つに統つてお聞きします。  
それは、事故の発生当時に、IAEA、国際原  
子力機関の国際原子力事象評価尺度において、日本國  
民が考へる以上にこのレベル7といふものの影響  
が危機管理でありますから、事故の発生直後の  
西暦2011年4月15日に、許可を得て、当時の  
警戒区域を含む被災地を広範囲に回つて状況を  
調査しました。翌週の4月22日には、こ  
れも許可を得て、作業員以外では初めて福島第一  
原発の構内に入り、状況を調べました。その際、  
放射線量も自ら測り続けました。その結果として  
申せば、 Chernobyl 原子力事故とは福島の現実は全  
く異なることは、その当時から既にして明らかで  
ありました。

例えば、放射線障害。直接の放射線障害で亡くなつた方は、現在のところ福島においてはゼロで  
す。ところが、 Chernobyl においては、当時の、はつきり申せば情報公開しないソ連当局の発表でも三十三人でありましたが、世界の専門家では、はるかに桁違いの直接の放射線障害による死  
亡された方がいらっしゃるというのは広く推定されて  
いるところです。

○平成二十九年度国有財産増減及び現在額総計算書  
(第百九十七回国会内閣提出)

○平成二十九年度国有財産無償貸付状況総計算書  
(復興庁、総務省及び環境省の部)

○委員長(石井みどり君) ただいまから決算委員  
会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、浅田均君、小西洋之君、熊野正士君、浜口誠君、宇都隆史君及び中西祐介君が委員を辞任され、その補欠として行田邦子君、杉久武君、矢田わか子君、川田龍平君、青山繁晴君及び元榮太一郎君が選任されました。

また、本日、杉久武君が委員を辞任され、その

級審におきまして、福島を含めて日本の安全な水  
産物を輸入禁止にしている韓国の不当な措置につ  
いて、これを認めるかのような決定がありました  
けれども、これも根っここの背景としては、日本國  
民が考へる以上にこのレベル7といふものの影響  
は深甚なものがあると言わざるを得ません。つま  
り、レベル7である限りは、陸で官民の連携によ  
る除染が完了してもなお、それから海で水産物へ  
の汚染がなくなつてもなお、人々の疑心暗鬼はな  
くあります。

私は知る限りでは、フローリー事務局次長が、  
Chernobyl と福島は全く違うのなぜ日本政  
府はそのようなことを言つてくるんだと、思わず  
フローリーさんが記者団の前で吐露してしまつた  
こともありますし、そのことも踏まえて、IA  
EA の内部ではかつて、今はレベル7が一番悪い  
ケースなんですが、レベル8を作つて Chernobyl  
イリはそこに上げて、福島とは違うということを  
明確にすべきだという意見が実は IAEA の内部  
で出ましたが、日本政府からは何の働きかけもな  
かつたので、そのままになつてゐるわけです。

その上で、IAEA はまだこれ暫定としたままで  
なんですね。実際に八年間、暫定のままであります。  
したがいまして、公正公平な見直しを促すには  
日本政府全体の取組が不可欠であります。

今日は除染効果の検証に責任をお持ちの原田環  
境大臣に御見解をお尋ねします。

○原田義昭君 ただいま青山委員から  
貴重なお話をいたいたところであります。

福島第一原子力発電所事故などの原子力発電所  
事故のINES評価、これは国際的な評価機関で  
ありますけれども、INES評価やその手法につ  
いては、IAEA における議論等を踏まえて、日  
本においては専門的な知見を有する原子力規制委  
員会が独立した立場で判断するものと、そういうう  
ふうにまた考へております。

また、IAEA における議論への対応方針等につ  
いても、原子力規制委員会が説明するべきもの



扱うということも、むしろそちらの方が望ましいのではないかと、こう考えております。

○秋野公造君 ありがとうございます。

大臣の今の御答弁のあつた塗膜の取扱いに対する考え方についても自治体に周知しますか、御見解をお伺いします。

○政府参考人(山本昌宏君) ただいま御答弁申し上げた内容につきましては、情報を整理の上、自

治体に周知してまいります。

○秋野公造君 どうぞよろしくお願いをしたいと思います。

国土交通省は、橋梁等の対応についてどのように対応されるおつもりか、考え方をお伺いしたい

○政府参考人(神真一君) お答えを申し上げます。

国土交通省におきましては、橋梁の塗装塗り替

え工事におきまして、塗装に含まれるPVCや鉛の飛散を防止するため、工事着手前までに、塗装履歴などを踏まえ、成分調査を行い、PVC等の含有について確認することとしております。

また、PVC等が含有していることが確認された場合には、厚生労働省が定めた作業上の安全に関する基準に基づいて作業を行うこととしております。

さらに、工事で剥ぎ取ったPVC等を含む塗膜は、平成二十八年七月に閣議決定されましたPVC廃棄物処理基本計画及び関係法令に基づき、適切に廃棄処理を進めております。

国土交通省におきましては、従前と変更なく、PVC等を含む塗膜について安全かつ適切に処理を進めています。

○秋野公造君 ありがとうございます。

国がこの安全域で処理を行うということは、国民に対して安心、安全を与えることにならうかと思思います。どうぞよろしくお願ひを申し上げたいと思います。

一方で、このPVCの処理に当たり、この鉛を含有しているものにつきまして、鉛を含有してい

ますと、例えば炉を傷めるといったようなこともあります。あるいは聞いておりまして、それによって、鉛も含有していると受入れをなかなか済つたりするような例もあると聞いております。

鉛を含有した塗膜を適正に処理する体制は十分に確保されているのか、見解をお伺いします。

○政府参考人(山本昌宏君) お答え申し上げま

す。

今御指摘のありました鉛を含有した塗膜につきましては、現在、十三のPVCの無害化処理認定事業者がおりまして、そちらで塗膜処理を行つておられます。鉛の視点からは、塗膜処理の本格実施に先立ちまして、塗膜を試験的に処理をして、ばいじん中の鉛の溶出量を測定して、溶出基準を超過しないというふことを確認していると聞いております。

また、これらの無害化処理認定事業者は、焼却過程への鉛等の重金属の投入量を調整するといふことで、ばいじん中の鉛の溶出量が基準を超過しないよう配慮しながら塗膜処理が実施されておる」と承知しております。

ただ、PVC、鉛が含有しているということです。ありますので、鉛精錬等の技術を持つていると考えられる処理施設においてその多くが処理されて

いる、こういう実態があるということを承知しておられます。

ただ、PVC、鉛が含有していると、炉がある

あります。私は、一度質疑もさせていただきましたが、例えば鉛を処理して回収をして再利用するといった

ことは非常に重要なことだと思っておりまして、鉛だけではなく、ほかのものも処理、回収できるといふことです。

○秋野公造君 ありがとうございます。

國がこの安全域で処理を行うということは、国民に対して安心、安全を与えることにならうかと思

います。

一方で、このPVCの処理に当たり、この鉛を

及び鉛の廃棄物の処理の推進につながるかと想いますが、御見解、お伺いをしたいと思います。

○政府参考人(山本昌宏君) 御指摘のような処理技術につきまして、個別の処理業者より無害化処理施設の認定申請をいただいた場合には、認定要件に照らしまして、また実証試験の結果等を踏まえて、専門的な者の意見を聞いた上で、科学的、技術的見を含めた総合的な判断がなされることになります。

ただ、今御指摘のありました溶融還元熱分解法、これは過去に個別の企業が開発したもので、環境省のPVC等処理技術調査検討委員会において技術評価済みのものがございます。これにつきましては、PVCの分解を可能とする処理システムであることが認められております。同時に、処理の過程で鉛を回収することも可能だということになります。

ただ、PVC、鉛が含有していると、炉がある

あります。私は、一度質疑もさせていただきましたが、私は、一度質疑もさせていただきましたが、例

えば鉛を処理して回収をして再利用するといったことは非常に重要なことだと思っておりまして、鉛だけではなく、ほかのものも処理、回収できるといふことです。

○秋野公造君 ありがとうございます。

國がこの安全域で処理を行うということは、国民に対して安心、安全を与えることにならうかと思

います。

一方で、このPVCの処理に当たり、この鉛を

とおりまして、お医者さんでありますから、この論文を書いた先生方は、一番最後のページ御覽いただきますと、閉鎖空間の開放ができたならばと書いてくれておりますけど、飛散させはならないということを考えますと、それもなかなか難しい、できないような状況であったと

いうことがあります。

私は、これは命に関わる事例でありますので、この再発防止の観点から、労働現場での使用方法について広く注意喚起すべき例ではないかと思いますが、御見解、お伺いをしたいと思います。

○政府参考人(椎葉茂樹君) お答えさせていただきます。

職場におきまして化学物質を取り扱う際には、安全データシート、いわゆるSDSの危険有害性情報に基づきましてリスクアセスメントを実施し、その結果に基づく健康障害防止対策を講じるよう、事業者に対しても広く周知、指導しているところでございます。

塗膜の剥離等の作業をおきまして、湿潤化のために剥離剤等を使用する場合におきましても当然これら措置を実施していただく必要がありまして、作業の内容に応じて、空気呼吸器等の十分な性能を有する呼吸器用保護具を使用するなどの暴露防止措置を講じていただくことが必要でございます。

今回、議員御指摘の事案も踏まえつつ、引き続

き、化学物質による健康障害防止対策について広く周知、指導していくべきだと考えております。

なお、今回、このベンジルアルコールにつきましては、厚生労働省で運営しております職場のあんせんサイトにモデルSDSを掲載しているところです。

おお、今日はこのベンジルアルコールにつきましては、厚生労働省で運営しております職場のあんせんサイトにモデルSDSを掲載しているところです。

おお、今日はこのベンジルアルコールにつきましては、厚生労働省で運営しております職場のあんせんサイトにモデルSDSを掲載しているところです。

おお、今日はこのベンジルアルコールにつきましては、厚生労働省で運営しております職場のあんせんサイトにモデルSDSを掲載しているところです。

おお、今日はこのベンジルアルコールにつきましては、厚生労働省で運営しております職場のあんせんサイトにモデルSDSを掲載しているところです。

おお、今日はこのベンジルアルコールにつきましては、厚生労働省で運営しております職場のあんせんサイトにモデルSDSを掲載しているところです。

おお、今日はこのベンジルアルコールにつきましては、厚生労働省で運営しております職場のあんせんサイトにモデルSDSを掲載しているところです。

おお、今日はこのベンジルアルコールにつきましては、厚生労働省で運営しております職場のあんせんサイトにモデルSDSを掲載しているところです。

おお、今日はこのベンジルアルコールにつきましては、厚生労働省で運営しております職場のあんせんサイトにモデルSDSを掲載しているところです。

この論文の二ページ目を見ていただきますと、例えば目張りをした閉鎖環境で使われたというこ

とでもこの剥離剤は必要であります、三四八もこ